

# 福岡市からのお知らせ

市街化調整区域の規制緩和（※）を活用して

『ホテルやカフェ等を建てる』には、**許可が必要**です！！

○福岡市独自の規制緩和制度が適用される場合に限り、本来は立地できないホテルやカフェ等の立地が認められる場合もあります。

○この制度は「地域の活性化に役立つ施設か」、「地元の合意が図られているか」などを福岡市が審査して許可するものです。許可後の土地・建物であっても、**必要な手続きなく所有者等が変わった場合は許可が取り消されます。**

## 注意が要るケース①（買う人）

**【買う人】**

調整区域でホテル？  
比較的安いし  
手続き済みなら  
買ってみよう！

ここは規制緩和の手続き済みで、  
ホテルやカフェなどの事業が  
できますよ～！

買ったはいいいけど、まさか  
市役所の審査や地域の合意を  
取りなおさないといけないなんて！

転売などにより、  
所有者等が変更となる場合、  
新たに許可をとり直す  
必要があります。



## 注意が要るケース②（売る人）

**【売る人】**

え？規制緩和のおかげで  
高く売れるの？  
是非お願いします！

ホテルやカフェが運営できる、  
あなたの土地を欲しがっている  
人がいますよ！許可の手続きを  
整えて私が高く売りますよ！

売ったはいいいけど、  
ホテルもカフェも許可されず、  
私が買主から訴えられてしまった！

許可を受けるには地域住民  
の合意など一定の要件を  
満たさなければなりません。



「ホテルやカフェを運営する  
**許可は取得済みだから大丈夫！」**  
と持ちかけられたら

**要確認！**

### 【お問い合わせ先】

- 規制緩和について  
担 当：総務企画局 企画調整部  
連絡先：711-4863
- 市街化調整区域の規制内容、開発許可手続き等  
担 当：住宅都市みどり局 開発・盛土指導課  
連絡先：711-4588

※人口減少や高齢化などの課題を抱える市街化調整区域の活性化を図るため、地域住民の合意のもと、農林水産業や観光業などの地域産業の振興に寄与する施設の立地を可能とする制度です。